

第4回 福井県最低賃金専門部会 議事要旨

- 1 日時 令和4年8月5日(金) 10:00~13:15
- 2 場所 福井春山合同庁舎 14階 福井労働局会議室
- 3 出席者 公益代表委員 3名(定数3名)
労働者代表委員 3名(定数3名)
使用者代表委員 3名(定数3名)
- 4 議題
(1) 福井県最低賃金改正決定について
(2) その他

5 議事要旨

議題(1)について

冒頭、労使委員より金額審議をもう少ししたいとの意見があり、金額審議後に結審を行うか否かの判断を行うこととした。

労側委員の主張は昨日同様、本日全会一致であれば効力発生日10月1日となるため、目安額どおり30円でも構わないが、全会一致でなければ他局の状況も知りたいので8日に結審としてほしいとの主張であった。

使側委員は目安額どおりであれば、一部賛成の状況となる見込みとなり、更に、その賛成者も中小企業・零細企業への行政支援策等について、答申に盛り込むよう主張した。

この内容を受け公益委員は、公益見解は示すが、結審は8日に行うこととした。

公益委員見解として、「本年度の福井県最低賃金の引上げについては、目安額どおり30円の引上げを提案した。労使委員は公益見解を8日までに検討することとし、更に、審議会における答申について、使側より要望のあった文言を入れることについては、各委員が了承するものの、文言については事務局に作成を一任した。

議題(2)について

特になし。

